

●香川県告示第55号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、平成30年香川県告示第344号（以下「告示」という。）で公示した区画漁業について、平成31年3月1日次のおり免許した。

平成31年3月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 免許番号 別表のとおりとする。
- 3 漁業の名称及び時期並びに漁場の位置及び区域 告示のとおりとする。
- 4 免許の存続期間 平成31年3月1日から平成35年12月31日まで
- 5 制限又は条件 告示のとおりとする。
- 6 漁業権者の氏名又は名称及び住所 別表のとおりとする。

別表

| 免許番号 | 告示中の番号 | 漁業権者 | |
|--------|--------|-----------|-----------------|
| | | 氏名又は名称 | 住所 |
| 区第752号 | 2 | ○屋島漁業協同組合 | 高松市屋島西町440 - 16 |
| | | 庵治漁業協同組合 | 高松市庵治町6377 - 1 |

注 共有関係にある漁業権については、その代表者に○を付した。